

〈共通論題〉

中小企業金融における企業と銀行間関係

一橋大学 植杉 威一郎

本報告では、まず、1990年代後半以降における中小企業と金融機関の関係を概観する。次に、2008年秋以降の金融危機に際して、この関係がどのように変化したかをアンケート調査結果などに基づいて説明し、将来の方向性について論じる。

1. 中小企業と金融機関関係の特徴

(1) 企業と金融機関の取引期間

日本における企業と金融機関の関係は、取引が長期間にわたり安定的であること、メインバンク以外の金融機関からも借り入れるために小規模企業でも複数行取引であることが特徴である。一方、日本のデータを用いた実証分析に基づけば、取引期間が長いからといって、必ずしも借入金利の低下や資金アベイラビリティの改善が見られるわけではない。

(2) 貸し渋りと追い貸し

企業の割引現在価値（NPV）が正であるにもかかわらず金融機関が貸出条件を厳しくする貸し渋りや、企業のNPVが負であるにもかかわらず金融機関が金利減免や支払猶予などの延命措置を講じる追い貸しの存在が指摘されてきた。これまでの実証分析では、大企業と比べると、中小企業での追い貸しは限定的であるとの結果を得ている。

(3) 政府による関与の影響

日本では、他の先進国に比して、政府系金融機関による貸出や信用保証の占める役割が大きく、貸し渋りの緩和にも貢献した。一方で、全額を信用保証付き貸出に依存する企業に対して金融機関によるモニタリングのインセンティブがなくなるなどの課題がある。

2. 金融危機の影響

金融危機に端を発する日本経済の低迷は、金融機関における不良債権の累積ではなく、外需の落ち込みを通じた実体経済悪化が主因である。企業業績は良いが金融機関側の原因により貸出条件が厳しくなるという意味での貸し渋りは、大手行以外では少ない。こうした中で、比較的大きな中小企業に対しては、メインバンクによる貸出残高が増加する動きが見られる。留意すべきは、この動きは、緊急保証制度など政府部門による大規模な信用リスクの肩代わり策によるところも多いことである。これらを踏まえ、金融危機後における中小企業と金融機関のあるべき関係について論じる。